

岐阜県公報

目次

告 示

自動車税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示の一

部改正

有害図書類の指定

道路の区域変更

道路の供用開始

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

概要等

公共測量の実施

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(税 務 課) 五九三

(私学振興・青少年課) 五九三

(道路維持課) 五九四

(同) 五九四

(環境生活政策課) 五九五

(商業・金融課) 五九五

(農地整備課) 六一一

(用 地 課) 六一一

(技術検査課) 六一一

告 示

岐阜県告示第四百九十一号

自動車税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示(平成二十七年岐阜県告示第七百二十八号)の一部を次のように改正し、平成二十八年九月一日から適用する。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

表 中

株式会社サークルKサンク
入 愛知県稲沢市天池五反田町
一番地

直営店舗、加盟店舗等に
おける自動車税の収納

同右

を削る。

岐阜県告示第四百九十二号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定図書類

種別	図書類の題名	月日等	発行所、製作所
雑誌	チャンプロード	2016.10月号	徳田書店

2 指定年月日

平成28年9月16日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百五十六号	関市洞戸市場字江崎二九二番三地先から同市同二番二地先まで	前 後	三〇・五 三〇・四	八〇〇 八〇〇	

岐阜県告示第四百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日	備考
県道	牧田原線	大垣市上石津町牧田字門前四三五番一地先から同市同町同字平井九五番八地先まで	二四〇	平成二六・九・一六	平成二七・四・三

岐阜県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日	備考
一般国道	二百五十六号	関市洞戸市場字江崎二九二番三地先から同市同二番二地先まで	八〇〇	平成二六・九・一六	平成二六・九・一六

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年八月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本科学技術教育開発協会

三代 表 者 の 氏 名 尾崎 浩巳

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市山吹町六丁目三九番地キャッスルハイツ

山吹町八〇一号室

五 定款に記載された目的 この法人は、国内外の小・中・高校の教師、その他の教育関連機関の従事者に対して、科学技術教育の開発と公開に関する事業を行い、豊かで安全で幸せを享受できる社会を切り拓ける科学技術的素養を持った人材の育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー正木店

岐阜市鷺山新町八 一五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

（変更後）株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

（変更後）株式会社ホームセンターパロー 代表取締役 和賀登盛作

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー苗木ショッピングセンター

中津川市苗木字柳ノ木四八八一 一番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外二者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー中津川東店

中津川市中津川字上金一一五五番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス 外一者

三 建物の名称及び所在地

パロー坂本店・Vドラッグ坂本店

中津川市茄子川字桶田二二二二 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス 外一者

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー中津川坂本店

中津川市茄子川字青木一九九三 五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社ホームセンターパロー 代表取締役 和賀登盛作

外一者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー瑞浪店

瑞浪市山田町三三八番地の一

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー羽島ショッピングセンター

羽島市江吉良町字大沼二九三九 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)パロー羽島ショッピングセンター

(変更後) パロー羽島ショッピングセンター

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美 外三者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美 外十者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロ美濃加茂ショッピングセンター(A1ゾーン)
美濃加茂市山手町一丁目三五番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美 外二者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロ 代表取締役 田代正美 外二者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホルディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー美濃加茂ショッピングセンター (A 2ゾーン)

美濃加茂市山手町一丁目六二番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホルディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社ホームセンターパロー 代表取締役 和賀登盛作

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホルディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー美濃加茂ショッピングセンター (B 2ゾーン)

美濃加茂市山手町一丁目二三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホルディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社ホームセンターパロー 代表取締役 和賀登盛作

外一者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー川合店

美濃加茂市川合町二丁目二二〇番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) パロー川合店

(変更後) パロー川合店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パローショッピングセンター土岐店

土岐市肥田浅野梅ノ木町二丁目三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外八者

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外八者

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外五者

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外五者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー笠原下石店

土岐市下石町字西山三〇四番八九 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) パロー下石店

(変更後) パロー笠原下石店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー高富店

山県市米野二三一〇 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美
多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー穂積西店

瑞穂市十九条鳥居前二六六番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美
恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者
多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー神岡店

四 変更した事項
飛騨市神岡町大字東町字池ノ上七五四 一 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

三 株式会社パローホールディングス
建物の名称及び所在地
パロー本巢文殊店
本巢市文殊字天辺一〇四一番一 外

変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外二者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外二者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月十六日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー真正店

本巢市政田字高畑一三二四番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー白鳥店

郡上市白鳥町白鳥字向島一〇七三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホルディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー養老ショッピングセンター

養老郡養老町高田字元屋敷二二四九番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホルディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外三者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホルディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー垂井ショッピングセンター(Aゾーン)

不破郡垂井町綾戸四六八番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホルディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー揖斐川ショッピングセンター

揖斐郡揖斐川町上南方字中島一二二番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) パロー揖斐川ショッピングセンター

(変更後) パロー揖斐川ショッピングセンター

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス 外一者

三 建物の名称及び所在地

パロー池田ショッピングセンター(Aゾーン)

揖斐郡池田町大字本郷字番城八八三 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外一者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社ホームセンターパロー 代表取締役 和賀登盛作 外一者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古田肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー池田ショッピングセンター（Bゾーン）

揖斐郡池田町本郷字番城九一七一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

（変更後）株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

（変更後）株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古田肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー北方店

本巣郡北方町高屋西部土地区画整理事業地二十街区七画地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

（変更後）株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社ホームセンターパロー 代表取締役 和賀登盛作

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー富加店

加茂郡富加町大字羽生字山崎二二七二 四 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)パロー富加店

(変更後)パロー富加店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー八百津店

四 変更した事項
加茂郡八百津町和知字下久後一〇三番五四 外

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) パロー八百津店

(変更後) パロー八百津店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外二者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月二日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン輪之内ショッピングセンター

安八郡輪之内町四郷新開二六四番地 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) ビッグ棟 午前六時～午後九時

(変更後) ビッグ棟 午前三時～午後十時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月二日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン池田ショッピングセンター

揖斐郡池田町八幡字東光田一九七二番地 一 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) BEX棟 午前六時～午後九時

(変更後) BEX棟 午前三時～午後十時

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を東白川村長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
東白川地区	東白川村役場	平成二八・一〇九・一九

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所

二 作業種類

公共測量(標高データ)

三 作業期間

平成二十八年八月三十日から
平成二十九年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十八年七月二十日	有限会社 エビス建設事務所	代表取締役 尉文 綱文	中津川市中津川三三三三九	般二十三 七〇〇三四	土木工事業
平成二十八年七月二十六日	株式会社 光測量コンサルタント	代表取締役 義康 吉川	中津川市小川町二番八号	般二十六 七〇〇五三	土木、建築、大工、とび・土工、石、屋根、電気、タイ
平成二十八年七月二十八日	株式会社 細野工務店	代表取締役 俊彦 細野	揖斐郡揖斐川町上三野二七二番地の一	般二十四 二二二九	土木、とび・土工、舗装、造園及び水道施設工事業
平成二十八年八月	水谷工業株式会社	代表取締役 牧野 俊彦	岐阜市石谷九六三番地	般二十七 一三六七九	とび・土工、管及び水道施設工事業

平成二十八年八月十九日	平成二十八年八月十八日	平成二十八年八月十七日	平成二十八年八月八日	平成二十八年八月八日	平成二十八年八月八日	平成二十八年八月三日	平成二十八年八月二日	平成二十八年八月一日
中央林材株式会社	くるみ建築板金		株式会社八ビネス	河村板金加工所	昭和建設株式会社	今瀬建築	松嶋造園	株式会社
代表取締役 谷本 文哉	宮部寛一		代表取締役 文男	河村良子	代表取締役 浅野 高司	今瀬光雄	代表取締役 勝之	代表取締役 梅子
揖斐郡池田町 田畑七〇一番地二二	岐阜市彦坂六三	加茂郡坂祝町 黒岩八二七六	各務原市蘇原 東栄町二丁目 八一番地一	山県市梅原一 四八九番地	羽島市竹鼻町 狐穴一三七四番地	山県市高富一 五九九	飛騨市古川町 高野五四六二	
般二四四 二〇八三	般二四四 一〇二五四七	般二四五 五〇〇三四六	般二七七 一〇二九五九	般二四四 一〇二五〇九	般二四四 三一六五	般二二三 一五七二九	般二六六 九五〇〇五二	
建築工事業	板金工事業	屋根工事業	建築工事業	板金工事業	電気工事業	建築工事業	造園工事業	

平成二十八年九月十六日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一 号

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社